

# 関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
24	介護老人保健施設等に係る未利用国有地の貸付の対象施設の見直し	財務省	1～3
23	介護保険における施設移転に係る住所地特例の見直し	厚生労働省	4～14
48	建築士審査会の委員任期の条例委任	国土交通省	15～17
41	鉄道事業・一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績報告等の提出先の国から都道府県への変更	国土交通省	18～21



## 関係法令抜粋

(介護老人保健施設等に係る未利用国有地の貸付の対象施設の見直し)

## ○財政法（昭和二十二年法律第三十四号）

第九条 国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。

2 （略）

## ○国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）

（減額譲渡又は貸付）

第三条 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。

一 地方公共団体において次に掲げる施設の用に供するとき。

イ （略）

ロ 社会福祉法第二条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（以下「社会福祉事業施設」という。）

ハ～ワ （略）

二、三 （略）

四 学校法人、社会福祉法人、更生保護法人又は日本赤十字社において学校施設、社会福祉事業施設、更生保護事業施設又は日本赤十字社の業務の用に供する施設の用に供するとき。

2 前項第四号の場合においては、学校法人にあつては私立学校法第五十九条の規定により助成を行うことができる場合、社会福祉法人にあつては社会福祉法第五十八条第一項の規定により助成を行うことができる場合又は生活保護法第七十四条第一項、児童福祉法第五十六条の二第一項若しくは老人福祉法第二十四条第二項の規定により補助を行うことができる場合、更生保護法人にあつては更生保護事業法第五十八条の規定により補助を行うことができる場合、日本赤十字社にあつては日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）第三十九条第一項の規定により助成を行うことができる場合に限り、前項の規定を適用する。

○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

一～七 （略）

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一～三 （略）

四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業

五～九 （略）

十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業

十一～十三 （略）

4 （略）

○老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）

（定義）

第五条の二 この法律において、「老人居宅生活支援事業」とは、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業をいう。

2～6 （略）

7 この法律において、「複合型サービス福祉事業」とは、第十条の四第一項第六号の措置に係る者又は介護保険法の規定による複合型サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護（以下「訪問介護等」という。）を含むものに限る。）に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、同法に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、当該訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組

合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

○老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）

（法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービス）

第一条の六の二 法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス（介護保険法施行規則第十七条の十二に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち小規模多機能型居宅介護に係るものとする。

（参考）看護小規模多機能型居宅介護

○介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

第八条 この法律において「居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいい、「居宅サービス事業」とは、居宅サービスを行う事業をいう。

2～22 （略）

23 この法律において「複合型サービス」とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。

24～29 （略）

○介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）

（法第八条第二十三項の厚生労働省令で定めるサービス）

第十七条の十二 法第八条第二十三項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス（以下「看護小規模多機能型居宅介護」という。）とする。

# 住所地特例について

- ・ 介護保険における施設移転に係る住所地特例の見直し
- ・ 住所地特例と地域密着型サービスの関係
- ・ 今後の検討の方向性等

介護保険計画課

## これまでの主な経緯

- 【1. 提案の概要】
  - 住所地特例の対象外とされている施設のうち、特例対象施設の同一市町村にある認知症GHを特例の対象とすること。
- 【2. 厚生労働省からの一次回答】
  - 地域密着型サービスは身近な市町村の単位でサービスの運営を行うことを基本としており、認知症GHもその性質に鑑み、地域密着型サービスの一つとして位置づけている。
  - したがって、認知症GHを住所地特例の対象として、市町村域を越えた利用を前提としたサービスと位置づけることについては困難。
- 【3. 一次回答を踏まえた提案団体等からの見解】
  - 提案町の実態として、認知症GHは特例対象施設の機能を補完しており、在宅復帰していないにもかかわらず特例が継続できないのは不合理であり、認知症GH所在地の市町村が費用を負担することは市町村間の公平性を欠く。（なお、認知症GHから特例対象施設に入所した場合の費用についても、引き続き認知症GH所在地の市町村が負担することになる。）
  - 区域外指定における市町村間の同意については、市町村によって考え方が異なるため、実態としては同意が成立しないという支障が発生している。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 全国市長会、全国町村会ともに提案に対して賛同する意見であったことを踏まえ、個別の市町村の問題として取り扱うのではなく、提案内容に立ち入って検討するべきではないか。
- 認知症状が徐々に進行し、その進行に伴い要介護度が重度化する過程で、認知症GHを経由すると、その後の費用は認知症GH所在地市町村が負担することになると、介護保険施設等が多く所在する市町村の費用負担を軽減することを目的に設けた住所地特例の趣旨に反することになるのではないか。
- 上記のとおり、特例対象施設から認知症GHを経由して特例対象施設へ順次住所を移した場合は想定して、特例対象施設から認知症GHへ移った場合に限って、検討することは可能ではないか。

## 厚生労働省としての考え方

- 介護保険制度においては、地域保険の考え方から、住民票のある市町村が保険者となり、介護保険サービスの提供を行うことが基本。
  - 一方で、特別養護老人ホーム等の大規模施設については、やむを得ず他市町村の施設に入所し、住民票を併せて施設に移すケースがあり、住所地特例は、このような場合に市町村間の給付費負担の調整を行う特例として設けている。
  - 地域密着型サービスは、高齢者が住み慣れた地域で生活することを支えるため、地域の特性に応じた多様な柔軟なサービス提供が可能となるよう創設されたサービスである。
    - このため、身近な市町村の単位で提供されることが適当なサービスであり、原則として市町村の住民のみが利用できるものとして構成。
  - 特例対象施設を退所後、利用者は、
    - ・ 元の市町村にある自宅等に住所を戻し、長年住み慣れた元の地域でサービスを受けることが可能であるにもかかわらず、現在の住所地でなじみの関係もでき、現住所でのサービスを受けることを判断したのであるから、元の市町村が引き続き続き費用負担を負う理屈はないと考えられる。
    - また、地域密着型サービスの利用者の自治体を超えた転居（元の市町村から認知症GH所在地の市町村に転居）の場合との整合性を図る必要もある。
  - 住所地特例は市町村間の負担調整という性格上、要望団体以外の市町村からの異論が出ることも想定され、一定の線引きが必要。現行では、地域密着型サービスの趣旨に照らして、特例の対象外としている。
  - 区域外指定制度については、新しく広域的に市町村間で認知症GHの設置・整理を融通し合う際に、あらかじめ同意をとっておくこと等により、住所地特例の見直しによらず、このような費用負担の問題を避けられる効果はある。
  - なお、区域外指定制度の活用については、平成30年3月6日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、市町村間の同意に係る方針事例を周知している。